特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課・徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、地方税賦課・徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに際し、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じており、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作時にユーザーID、パスワードによる操作者と操作する権限を限定し、また追跡調査のためにコンピューター使用記録を保存している。 ・事務の一部を外部委託しているため、業者に対して契約書には秘密保持の条項を含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年11月7日

［令和７年５月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	（概要） 　地方税法、その他の地方税に関する法律および市税条例に基づき、納税義務者等（以下「納税者」という。）からの申告又は調査等により賦課し、徴収を行い徴収金の収納整理を行う。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 納税者からの申請に基づき、税情報から所得証明書、課税証明書、評価証明書、納税証明書等を発行する。 （特定個人情報ファイルを取り扱う事務） 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による賦課に関する業務 （個人住民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税） 2. 収納及び賦課の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 未納者への督促及び実態調査、滞納処分を行う滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 5. 賦課情報による所得証明書、課税証明書、評価証明書等の発行業務 6. 収納情報による納税証明書発行業務 7. 納税者からの申請による減免決定等業務 8. 徴収金の欠損に関する業務 9. 他自治体等からの調査に対する回答及び他自治体等への調査業務 10. 番号法第9条第1項及び別表（24の項）の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報の照会及び提供業務。
③システムの名称	個人住民税シムテム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納整理支援システム、eLtaxシステム、国税連携システム、原票管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報ファイル、宛名・納付ファイル、個人住民税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表（24の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び表 【情報照会の根拠】 　・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 　・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	泉大津市総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	泉大津市総務部総務課　大阪府泉大津市東雲町9番12号　℡0725－33－1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	泉大津市総務部税務課　大阪府泉大津市東雲町9番12号　℡0725－33－1131
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記対策を徹底する運用を図っている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	公表日	2014/11/21	2019/6/17	事前	
令和1年6月18日	Ⅰ.5.②所属長の役職名	税務課長　庄下保	税務課長	事前	
令和1年6月18日	Ⅱ.1.いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和元年6月1日	事前	
令和1年6月18日	Ⅱ.2.いつ時点の計数か	平成26年12月2日時点	令和元年6月1日	事前	
令和7年9月30日	公表日	令和1年6月18日	令和7年9月30日	事前	
令和7年9月30日	Ⅰ.1②事務の概要	（概要） 地方税法、その他の地方税に関する法律および市税条例に基づき、納税義務者等（以下「納税者」という。）からの申告又は調査等により賦課し、徴収を行い徴収金の収納整理を行う。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 納税者からの申請に基づき、税情報から所得証明書、課税証明書、評価証明書、納税証明書等を発行する。 （特定個人情報ファイルを取り扱う事務） 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による賦課に関する業務 （個人市・府民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税） 2. 収納及び賦課の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 未納者への督促及び実態調査、滞納処分を行う滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 5. 賦課情報による所得証明書、課税証明書、評価証明書等の発行業務 6. 収納情報による納税証明書発行業務 7. 納税者からの申請による減免決定等業務 8. 徴収金の欠損に関する業務 9. 他自治体等からの調査に対する回答及び他自治体等への調査業務 10. 番号法別表第二の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報の照会及び提供業務。	（概要） 地方税法、その他の地方税に関する法律および市税条例に基づき、納税義務者等（以下「納税者」という。）からの申告又は調査等により賦課し、徴収を行い徴収金の収納整理を行う。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 納税者からの申請に基づき、税情報から所得証明書、課税証明書、評価証明書、納税証明書等を発行する。 （特定個人情報ファイルを取り扱う事務） 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による賦課に関する業務 （個人住民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税） 2. 収納及び賦課の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 未納者への督促及び実態調査、滞納処分を行う滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 5. 賦課情報による所得証明書、課税証明書、評価証明書等の発行業務 6. 収納情報による納税証明書発行業務 7. 納税者からの申請による減免決定等業務 8. 徴収金の欠損に関する業務 9. 他自治体等からの調査に対する回答及び他自治体等への調査業務 10. 番号法第9条第1項及び別表（24の項）の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報の照会及び提供業務。	事後	重要な変更に当たらないため、事前の提出公表が義務付けられていない。
令和7年9月30日	Ⅰ.3法令上の根拠	番号法9条及び別表第一（16の項）	・番号法第9条第1項及び別表（24の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	重要な変更に当たらないため、事前の提出公表が義務付けられていない。
令和7年9月30日	Ⅰ.4②法令上の根拠	番号法別表第二（27の項）	番号法第19条第8号及び表 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項	事後	重要な変更に当たらないため、事前の提出公表が義務付けられていない。
令和7年9月30日	Ⅳ.8人手を介在させる作業	―	（項目の追加）	事後	重要な変更に当たらないため、事前の提出公表が義務付けられていない。
令和7年9月30日	Ⅳ.11最も優先度が高いと考えられる対策	―	（項目の追加）	事後	重要な変更に当たらないため、事前の提出公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明